

定 款

第1章 総則

(名 称)

第1条 当法人は、特定非営利活動法人福島県ベンチャー・SOHO・テレワーカー共働機構と称し、登記上はこれを特定非営利活動法人福島県ベンチャー・ソーホー・テレワーカー共働機構と表示する。

2 当法人の略称は、うつくしまVSTとする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福島県会津若松市におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、特定非営利活動法人をはじめ市民及び市民活動団体、公益団体、公共団体、自治体、教育機関、企業等、地域社会を構成する個人、組織に対する支援事業及び共働・連携事業を行うこと、および公の施設の管理・運営を行うことによって、地域社会の振興並びに不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 当法人は、前条の目的の達成のため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4)環境の保全を図る活動
- (5)子どもの健全育成を図る活動
- (6)情報化社会の発展を図る活動
- (7)科学技術の振興を図る活動
- (8)経済活動の活性化を図る活動
- (9)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①ネットワークづくり事業
 - ②情報収集及びその公開と発信事業
 - ③活動相談・組織運営支援事業
 - ④社会的弱者（婦人、青少年、高齢者、障害者）の社会参画を支援する事業
 - ⑤環境や伝統、文化に関する調査研究並びに改善発展保存のための事業
 - ⑥社会的活動を担う（社会貢献できる）人材の開発育成事業

⑦その他本法人の目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有する者。
- (2) 準会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有しない者。
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その活動を支援する個人および団体で、総会における議決権を有しない者。

(入会)

第7条 当法人に正会員及び準会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込みものとする。

- 2 理事長は、その者が第3条に定める当法人の目的に賛同し、第4条に定める活動及び第5条に定める事業に協力できる者と認める場合には、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者にこれを通知するものとする。
- 3 理事長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 当法人の正会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 準会員については、会費は特に徴収しない。

(会員の資格の消滅)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員及び準会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) 法令、この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の年会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上7人以下
- (2) 監事1人以上2人以下
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上3人以下を副理事長、1人を専務理事とする。
- 3 役員は、正会員より選任する。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の1を越えて含まれてはならない。
- 4 監事は、理事又は当法人の職員をかねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順によってその職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、事務局を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、当法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 当法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、当法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は当法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内については報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に決める。

(職員)

第20条 当法人に、若干名の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

(顧問)

第21条 当法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

第5章 総会

(種別)

第22条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。準会員及び賛助会員は、発言及び議決の権利を有しない。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業報告並びに収支決算
- (3) 解散
- (4) 合併
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ議決することはできない。

- 2 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 3 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前条第2項、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記する。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなくてはならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の作成並びにその変更
- (4) 会費の額
- (5) 借入金(その年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合

において理事長が必要を認めて招集するときは、その限りではない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 当法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 当法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 当法人の会計は、法 第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 当法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会の議決による。

(暫定予算)

第43条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむをえない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるものの他、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 当法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により当法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した会員の半数以上の議決を経て選定された特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 当法人が合併しようとするときは、総会において会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 当法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、福島民報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付 則

- 1 この定款は、当法人の設立の日から施行する。
- 2 当法人の設立当初の会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 1口 12,000円
- 3 当法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	野口正一
副理事長	會田和子
副理事長	鈴木和隆
副理事長	新城栄一
理事	関場英夫
理事	守岡佐晃
理事	渡辺利広
専務理事	本田勝之助
監事	関根博文
監事	吉田 孝
- 4 当法人設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、成立の日から平成14年6月30日までとする。
- 5 当法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定に関わらず、設立の日から平成14年3月31日までとする。
- 6 当法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。

平成13年11月12日	制定
平成20年 6月21日	変更
平成24年 7月20日	変更
令和 6年 4月 1日	変更